総務部の｢運営方針と目標｣（平成 23 年度）

総務部長　佐藤　好哉
総務部調整担当部長兼危機管理担当部長　馬男木　賢一

１　部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

・市民のニーズや市の行政課題に対応した主体的な政策活動を推進するために必要な政策法務能力を育成し、自治立法権と自治解釈権を活用した積極的な法務行政の推進に取り組みます。
・市民要望や社会状況の変化に対応するため、職員の適正な人事管理を図り、市政推進の原動力として積極果敢に改革に取り組む人財の確保と育成に努めます。
・市庁舎など市民センター内の施設・設備について適切な管理を行うとともに、適正な契約事務の執行に取り組みます。
・災害から市民の生命と財産を守るため、防災施設の整備とともに、地域や関係機関などとの連携・協力体制の整備により、災害に強いまちづくりを推進します。
・良好な地域環境を計画的に整備するため、公共事業の執行に不可欠な公共用地などの円滑な取得に取り組みます。
・透明で公正な市政の確立のため、情報公開制度と個人情報保護制度を適切に運営するとともに､総合オンブズマン制度及び市民相談により市民の苦情や相談に的確に対応します。

各課の役割

総務部は、政策法務課、職員課、契約管理課、防災課、土地対策課、相談・情報課の６課で構成され、効率的で開かれた自治体・21 世紀型自治体の実現に向けて、市役所内の人的、物的及び事務的な管理部門として、①条例、規則等の制定改廃、②市議会との調整、③職員人事管理、人財育成及び労働安全衛生、④庁舎管理、⑤契約事務、⑥災害から市民を守るための防災対策、⑦公共用地取得、⑧市民相談、⑨情報公開・個人情報保護など幅広い業務に取り組んでいます。

２　部の経営資源（平成 23 年４月１日現在）

①職員数

職員数
総務部職員 53 人

職員比率（正規職員）総務部 53 人／市職員 1,040 人　　職員比率 約 5.1 ％

②予算規模

予算規模
平成23年度総務部予算額
一般会計　 14,386,656,000円　　（人件費10,444,833,000円を含む。）
そのうち人件費を除く事業費予算額
一般会計　 3,941,823,000 円

３　部の実施方針及び個別事業の目標等

実施方針

・政策法務能力の充実強化
　事務事業の企画立案段階から政策法務の視点による支援・協力を強化するとともに、効果的な研修の実施等により、職員の法務に関する知識と経験を深め、組織としての政策法務能力の充実を図ります。

・職員定数の見直し・適正配置と職員の健康管理への取り組み
　事務事業の見直し、業務の委託化、再任用化・嘱託化を進め、継続的に職員定数の見直しと職員の適正配置を行うとともに、定年退職者の増加に対応しつつ、優秀な人財を確保し、組織力の維持向上を図るため、職員採用試験の実施時期、実施方法等を検討し、計画的・効果的な試験を実施します。また、ワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、各主管課においてより徹底した時間外勤務の自主管理を行い、職員の時間外勤務縮減に取り組むとともに、職員の総合的な健康管理の推進に努めます。

・入札制度の改善
　入札制度の透明性・競争性・公正性の向上を図るため、継続的な見直しを行うとともに、公共工事については、価格と品質で総合的に優れた調達に努めます。

・震災等災害時活動態勢の強化
　地域防災計画の改定及び事業継続計画（震災編）の策定により、市の災害活動態勢を強化を図るとともに、東日本大震災での対応で新たに得られた知見を踏まえ、市の震災等災害に対する緊急対応体制の確立に努めます。

・広聴・相談機能の充実
　平成 21 年度に導入したＦＡＱシステム（よくある質問と回答）について、利用者の利用者満足度、アクセス状況を分析し、内容の充実と運用の改善を図るなど、その適正な運用に努め、広聴・相談機能の充実に努めます。

個別事業とその目標（個別事業の掲載は、重点課題順となっています。）

１　震災時等緊急対応体制及び被災地・被災者支援体制の確立（防災課）
　東日本大震災の教訓を踏まえ、震災等災害発生時における帰宅困難者、被災地からの避難者、停電に対する対応などの課題について、庁内体制や活動手順を検討し確立します。
（目標指標：震災時等緊急対応方針及び被災地・被災者支援方針を策定し、方針をもとに本部運営訓練を実施します。）

２　地域防災計画の改定及び事業継続計画（震災編）の策定（防災課）<「施政方針」掲載事業>
　地域防災計画の改定は、平成 24 年度以降に国の防災基本計画及び都の地域防災計画の見直し後に本冊の改定を行うこととし、平成 23 年度は、現行計画（平成 20 年３月）への改定以降の組織改正、市内の一時避難場所等の防災拠点の変更、内水氾濫防止対策の実施、そして事業継続計画策定等に伴う修正を行います。
　事業継続計画（震災編）の策定にあたっては、大地震発生時において応急・復旧業務の迅速な開始と通常業務の継続を図るため、非常時優先業務について、必要資源、業務

プロセス、業務遂行のための問題点や解決方法などを検討します。
（目標指標：事業継続計画（震災編）を策定します。）

3　家具転倒防止器具の設置普及（防災課）<「施政方針」掲載事業>
震災時に住居内の家具等転倒による被害を最小限に抑えるため、補正予算を編成し、家具転倒防止器具の現物無料配布を拡充します。その際、器具の取り付けが困難な高齢者や障がい者等の対象世帯には、器具の無料配布とともに取り付けも行います。
（目標指標：平成21年度～平成23年度の３年間で全世帯の10%（平成17年国勢調査値を基準）の世帯への配布を目指します。）

4　各種市民会議、審議会等の活性化（職員課）
市民、学識者等の意見を市政に反映させるために設置する市民会議等について、委員の公募等の実施、男女比の均衡等の具体的な基準を定めた「三鷹市市民会議、審議会等の設置及び委員の選任に関する基準」を引き続き周知・徹底します。また、市民会議等の公募委員については、無作為抽出による公募委員候補者名簿の中から選出するとともに、市民会議等に関する運営方法について、マニュアル化を図るなど、引き続き、市民会議等のさらなる活性化を図ります。
（目標指標：全庁的に基準の周知を行うとともに、公募枠設置可能な審議会等における公募枠設置比率100%、女性委員比率約40%を目指します（行政委員会等を除く。）。無作為抽出による公募委員名簿より委員を選出します。市民会議等に関する運営方法のマニュアルを作成します。）

5　職員定数の見直し・適正配置（職員課）
事務事業の見直し、業務の委託化、再任用化等を進め、職員定数の見直しと職員の適正な配置を推進します。また、組織力の維持向上を図るため、職員採用試験の実施時期、実施方法等を検討し、より優秀な人財を確保します。
（目標指標：各部ヒアリングに基づき職員定数の見直しを実施し、適正な職員定数とするとともに、組織力の維持向上に必要な職員の採用と再任用職員等の適正配置を行います。）

6　職員給与制度の見直し（職員課）
人事考課制度と職務給制度、昇任昇格制度の更なる連携について検討を進めるとともに、諸手当のあり方についても、引き続き、国、東京都、多摩26市各市の支給実態を参考に、他団体との均衡を図る中で、必要に応じた検討と見直しを行います。
（目標指標：人事考課制度、職務給制度、昇任昇格制度の連携強化により職員満足度の向上を通じ、組織の活性化を図ります。）

7　ＦＡＱシステム（よくある質問と回答）の充実（相談・情報課）
利用者満足度の分析や寄せられた質問などを集約して、利用者の求める情報を各課にフィードバックするとともに、情報の追加・更新・削除の必要なものについて定期的にチェックを行い、内容のさらなる充実に向けて取り組みます。また、引き続き職員向けの研修を実施し、システムの適正な運用を図ります。
（目標指標：アクセス数月5,000件台、システム内の閲覧者満足度で「役に立った」の割合を85%とします。）

8　総合評価一般競争入札の一部実施の継続（契約管理課）

平成 22 年度に一部実施した総合評価方式による公共工事の入札を継続して実施します。評価項目や配点基準等の検証と見直しを図り、価格と品質の両面で総合的に優れた公共調達の実現に努めます。

（目標指標：総合評価方式による入札を継続実施するとともに、入札結果の検証とそれを踏まえた評価項目、配点基準等の見直しを行います。）

9　ワーク・ライフ・バランスの推進及び職員のメンタルヘルスを含む総合的な健康管理の推進（職員課）

職員の時間外勤務の縮減と、メンタルヘルスを含む総合的な健康管理の推進の両面から、職員のワーク・ライフ・バランスを推進します。

各課における時間外勤務時間縮減の目標設定と自主管理を進め、時間外勤務時間の縮減を図るとともに、年次有給休暇の取得を促進し、総労働時間の縮減を図ります。

定期健康診断の結果を基にしたフォロー体制を充実させ、35 歳の節目健診者及びハイリスク者全員への保健指導を実施します。メンタルヘルスについては、不調者の早期発見・早期治療につなげられるよう把握の方法を検討します。

（目標指針：時間外勤務時間数を、特殊要因を除き 100,000 時間とします。定期健康診断で要医療（Ｄ判定）の職員の未受診者の割合が引き続き 40%以下となることを目指します。）

10　指定管理者評価制度の検証と改善（政策法務課）

平成 22 年度に実施した指定管理者の評価を踏まえ、指定管理者の評価制度について検証し、それぞれの公の施設の特性に応じた効果的かつ効率的な評価制度の確立を図ります。

（目標指標：平成 22 年度における指定管理者の評価を踏まえ、公の施設や指定管理者の状況に応じた評価基準等の見直し等を行い、評価制度の整備に取り組みます。）